

久喜市障がい者施策推進協議会の役割について

1 久喜市障がい者施策推進協議会の設置

【久喜市障がい者施策推進協議会条例第 1 条】

本市における障がい者に関する施策の推進を図るため、障害者基本法第 36 条第 4 項の規定に基づき、久喜市障がい者施策推進協議会を置く。

【障害者基本法第 36 条第 4 項】

市町村は、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

2 久喜市障がい者施策推進協議会の役割

【障害者基本法第 36 条第 4 項第 1 号～第 3 号】

- ①障がい者計画の策定にあたって意見を述べること。
- ②障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- ③障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

【障害者総合支援法第 88 条第 9 項】

障害者基本法第 36 条第 4 項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。